

令和8年度公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成要望書受付のご案内
(令和8年度実施事業対象)

1. 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の施設整備等助成事業（以下、「本制度」という。）は、日本中央競馬会の馬主の方々が、社会福祉に貢献する主旨から、競馬賞金の一部を自主的に拠出し運営されている助成制度です。大阪府共同募金会（以下、「本会」という。）では、一般社団法人京都馬主協会（以下、「京都馬主協会」という。）を本制度の事務局とし、助成要望書の受付を担当します。
2. 本制度の助成対象となるのは、法人格を有する施設（事業所）（以下、「施設」という。）です。助成にあたっての条件などについては、京都馬主協会の「令和8年度助成施設選定における基本方針」を参照してください。
3. 本会に提出された、「令和8年度公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成要望書」（以下、「助成要望書」という。）は、本会の公益補助事業要望にかかる推薦委員会で審査のうえ、京都馬主協会に助成推薦を行います。（令和8年5月初旬）
なお、助成要望について、本会が事前にヒアリングを行うことがあります。
4. 上記3の助成要望について、京都馬主協会が書類審査、現地調査等を行い、助成施設選定審査会において、本制度の推薦対象とする法人（施設）を選定いたします。（令和8年6月下旬予定）
5. 上記4で選定を受けた法人は、改めて公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団（以下、「福祉財団」という。）に助成申請（本申請）をしていただきます。
(令和8年7月上旬に本会経由で提出していただく予定)
6. 福祉財団の審査を経て、採択された法人（施設）には、令和8年10月開催予定の助成金目録贈呈式において、助成金交付決定通知書が交付されます。事業（備品等の購入、工事の着工）は、助成金交付決定通知書の交付を受けた後でなければ実施できませんので、ご注意ください。
7. 一般社団法人阪神馬主協会を事務局とする本制度の助成申請と同時に申請することはできません。また、本会では、令和8年5月1日から5月20日まで共同募金助成申請（令和9年度実施事業の申請）も受け付けますので、事業年度や助成内容等を十分に検討され、適切な申請を行ってください。ただし、両方への同一事業の申請はできませんので、ご留意ください。
8. 限られた助成原資をより多くの施設に助成したいという方針により、要望額どおりの助成ができない場合があることをご了承ください。

(参考) 過去の助成金事業につきましては、福祉財団のホームページ
(<https://www.jra-umanushi-hukushi.or.jp/reiwa-8>) をご覧ください。

9. 助成金による事業の成果は、指定の方法で明示し、本制度の助成事業であることを広く公表してください。

■助成施設選定における基本方針（京都馬主協会）

『令和8年度助成施設選定における基本方針』（ダウンロード）をご覧ください。

助成の対象団体

- ・社会福祉法人
- ・社会福祉事業を行っている公益財団法人、公益社団法人
- ・社会福祉事業を行っている特定非営利活動（NPO）法人（※）

※所在地の市区町村社会福祉協議会の推薦を受ける必要があります

- 資金的に余裕のない法人を優先する
- 助成事業に対する社会的認知度を高めるため、一般の人の目に触れる車両等を重点的な助成物件とする
- 代表者の熱意、識見及び能力が信頼するに足りるものであること
- 事業を計画に従って遂行するに足りる能力を有すること
- 当該団体に不相当と認められる行為がなかったこと

助成の対象施設

上記、団体が運営する設立後満2年以上（令和6年3月以前に設立）の良好な事業実績を有する社会福祉施設

- 1法人1施設のみが助成対象になりますので法人内で調整し、緊急度の高い施設に絞ってください

助成の対象とならない法人・施設

前年度に福祉財団から助成（福祉財団助成分全て）を受けた法人、病院等医療機関、社会福祉協議会、老人保健施設、有料老人ホーム、法人格のない施設及び公設民営（指定管理者制度によるものを含む）の施設は助成対象になりません

助成対象となる主な事業

- （1）備品等の購入（中古備品及び中古車・新古車は助成の対象外です）
- （2）施設の設置、増改築及び各種修繕工事等

- 備品等は10万円以上で5年間管理できる物品とします
- 対象外備品：医療機器、パソコンのソフト
- 借家にかかる事業は対象外

事業内容について

施設利用者の処遇向上に関わるものとします

- 優先順位

1. 備品の場合は更新、工事の場合は施設の改修
※但し、原則10年以上経過が必要
2. 備品の場合は新規購入、工事の場合は施設の設置、拡充

助成金額・率の基準について

- 助成金額……………下限を10万円とし、要望の必要性、重要性に応じて決定します
 - 助成率の上限……………総事業費の75%以内（万円単位）
 - ※令和7年度の助成率・助成額の実績

京都…53.5%～73.9%	・	61万円～580万円
大阪…49.5%～74.8%	・	136万円～452万円
- 車両について……………更新の場合は原則として10年以上又は10万km以上使用
- 特殊浴槽について…更新の場合は10年以上使用
※仕様により各業者統一し、仕様区分の最低事業費より助成金を決定

助成歴について

- 原則、同一法人の施設に対する連続助成は行いません
- 優先順位を次の通りとします（過去5年間の法人の福祉財団助成分に対し）
 1. 過去助成歴がない法人
 2. 助成金総額、助成回数が少ない法人

■助成要望計画概要の提出について

「令和8年度 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成要望書」（以下、「助成要望書」という。）を提出していただく前に受付対象になる事業か確認させていただきま
すので、助成要望計画のある法人は、先ず、『令和8年度 公益財団法人中央競馬馬
主社会福祉財団助成要望計画概要』（以下、「要望計画概要」という。）（ダウンロード）
を本会宛メール送信してください。

なお、要望計画概要は、随時受け付けます。

■令和6年度 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成要望書受付期間

令和8年3月2日(月)～3月31日(火) (必着)

お送りいただいた上記「要望計画概要」を本会で確認後、受付対象となる法人には、
『令和7年度 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成要望書』（以下、「助成要
望書」という。）様式をメール送信いたしますので、下記の添付書類を含めて2部を本
会に郵送により提出してください。

書類は、A4サイズ（異なるサイズの書類は、A4サイズに折りたたむ）で、左側綴
じ紐で綴じてください。

また、お手数ですが、郵送による提出とは別に、助成要望書（公印・添付書類不要）
をメールにて送信してください。

記

▼添付書類

見積り業者の選定について、業者への支払いは、一括ではなく、自己負担金分の
支払いと助成金入金後の助成金分の支払いの原則2回払いとなる旨を見積り業者に
前もってご周知ください。

なお、支払いの際は必ず金融機関を利用して振り込むものとし、振込手数料は法
人がご負担ください。

【備品等の購入の場合】

ア. 見積書（2社分）

①備品購入の場合（同機種・同仕様の見積書を2社分）（註1）

- ・日付、宛名、定価（オープン価格の場合を除いて定価と値引き額を記載するこ
ととし、オープン価格の場合は、その旨を記載すること）、消費税が明記され
たもの
- ・設置工事等を伴う場合は工事の主な材料の価格、数量、施工面積、工賃、設
計料等の積算の基礎となるもの全てが明記されたもの

②車両購入の場合（同車種・同仕様の見積書を2社分）（註2）

- ・日付、宛名、車両本体価格、値引き額、福祉財団及び京都馬主協会指定の明示に係る費用（註3）、消費税、車両の下取り価格（更新、買い替えの場合）、諸経費が明記されたもの
- ・特別仕様は、必要最小とすること
- ・自動車任意保険、メンテナンス費用（メンテナンスパスポート、メンテプロパック等、道路サービス関連費用（JAF等）、希望ナンバー代行費用は認めない
- ・福祉車両（人が車いすに乗った状態でそのまま搭乗できる車両）は、自動車税種別割、自動車税（軽自動車税）環境性能割が、免除または減免されますので必ず確認すること

（註1）助成要望書の提出後、機種や仕様を変更にならないよう、見積書を依頼する前に要望する備品の機種や仕様を検討したうえ、備品の仕様書を作成してから業者に見積りを依頼してください。

（註2）助成要望書の提出後、車種や仕様を変更にならないよう、見積書を依頼する前に要望する車両の車種や仕様を検討したうえ、車両の仕様書を作成してから業者に見積りを依頼してください。

（註3）車両には、その両側と後部に「福祉財団のロゴマークと（公財）中央競馬馬主社会福祉財団助成」並びに「京都馬主協会のロゴマークと（一社）京都馬主協会助成」の文字を記載する。なお、文字、大きさは、見やすいものとしてください。



（公財）中央競馬馬主社会福祉財団助成

（一社）京 都 馬 主 協 会 助 成

イ. 設置・保管場所が確認できる図面

ウ. 現状写真（更新の場合のみ）

エ. カタログ、価格表

カタログは原則として定価が記載されたものとし、定価の記載のない場合は価格表、定価証明書等を添付すること。

何れの場合も、要望物件の品番、定価（車両の場合は、車両本体価格）をカラーマーカーでマークすること。

オ. 見積業者の会社概要（ホームページをプリントアウトしたものでも可）

〔施設の設置、増改築及び各種修繕工事等の場合〕

ア. 見積書（同仕様の見積書2社分）（註4）

・日付・宛名・工事の主な材料の価格、数量、施工面積、工賃、設計料等の積算の基礎となるもの全て記載します。値引き額、消費税が明記されたもの
（註4）助成要望書の提出後、工法、施工面積や部材の材質等が変更にならないよう、見積書を依頼する前に要望する事業の工法、施工面積や部材の材質等を検討したうえ、事業の仕様書を作成してから業者に見積りを依頼してください。

イ. 設計図

施工場所、面積、設置物の位置等が確認できる図面

ウ. 現状写真

エ. カタログ、価格表（事業が工事のみの場合、提出する必要はありません。）

オ. 見積業者の会社概要（ホームページをプリントアウトしたものでも可）

また、上記に加え、

1. 定款又は寄付行為（法人の最新のもの）
2. 役員名簿（当初就任年月日、任期、現在日等の記載のある、最新であることがわかるもの）
3. 令和6年度の資金収支計算書及び事業活動計算書
…法人全体と申請施設分
4. 令和6年度の貸借対照表及び財産目録…法人全体と申請施設分
5. 施設のパンフレット
当該施設の事業内容、規模、地図等が記載されたもの
（ホームページをプリントアウトしたものでも可）

※なお、助成要望書が期限後に提出されたもの、また書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、ご注意ください。

- ・本会に提出された、助成要望書は、本会の公益補助事業要望にかかる推薦委員会で審査のうえ、京都馬主協会に助成推薦を行います。（令和8年5月初旬）
なお、助成要望について、本会が事前にヒアリングを行うことがあります。
- ・助成要望について、京都馬主協会が書類審査、現地調査等を行い、助成施設選定審査会において、本制度の推薦対象とする法人（施設）を選定いたします。（令和8年6月下旬予定）
- ・選定を受けた法人には、改めて福祉財団に助成申請（本申請）を提出していただきます。（令和8年7月下旬に本会経由で提出していただく予定）

■決定時期

令和8年9月下旬（予定）

福祉財団において最終的な審査の後、福祉財団から京都馬主協会に助成金交付決定が通知され、京都馬主協会から助成金交付決定が法人宛通知されます。

■事業の実施時期について

事業（備品等の購入、工事の着工）は、令和8年10月頃（予定）に京都馬主協会で開催される目録贈呈式以降でなければ実施できません。

目録贈呈式以前に事業を実施した場合は、取消しとなりますのでご注意ください。
また、備品等の購入、工事は、令和9年3月31日までに終え、速やかにその後の手続を行ってください。

■提出・問合せ先

社会福祉法人大阪府共同募金会事務局

〒542-0065

大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター2階

TEL 06-6762-8717

FAX 06-6762-8718

メール ai-kibou@akaihane-osaka.or.jp

URL <http://www.akaihane-osaka.or.jp>

赤い羽根おおさか

検索